令和２年６月８日

鎌倉PCRセンター
ご出動者関係各位

鎌倉市医師会会長　山口　　泰
救急医療担当理事　高室　　暁

COVID-19JMATの登録及び損害保険について（その2）

標記の件につきまして、神奈川県医師会より通知がまいりましたので、お知らせ致します。日医においてJMAT保険について見直され、5月末をもって解約し、6月1日を始期として新たに保険の契約が行われました。補償等については、変更ありませんが、保険期間について最長15日としていたところ、「1か月～11か月」の区分が新設され、併せて保険料も改定されたとのことです。ご出動者は、負担無しでこの保険がかけられております。

神奈川県医師会
理事　久保田　毅

COVID-19JMATの登録及び損害保険について（その2）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記について、日本医師会副会長より別添のとおり通知がありました。

新型コロナウイルス感染症対応における日本医師会災害医療チーム（JMAT）の派遣については、4月16日付け（2神医第99号）及び5月8日付け「COVID-19JMATの登録及び損害保険について」にて通知しておりますが、日医においてJMAT保険について別添のとおり見直しがされました。

日医では、JMAT保険について5月末をもって解約し、6月1日を始期として新たに保険の契約を行いました。保険内容（補償等）については、変更ありませんが、保険期間について、最長15日としていたところ、「1か月～11か月」の区分が新設され、併せて、保険料も改定されました。

また、保険料（被保険者・活動日）の確定は、派遣事業が終了した段階で行うこととなります。

郡市医師会より「地域外来・検査センター」にご派遣いただいている、活動者に掛けるJMAT保険については、これまで通り「県と県医師会との協定書」の中から支払われますので、活動日の前日までにJMAT派遣の申し込みをいただきますようお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了知いただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先
地域保健課　担当：佐々木
横浜市中区富士見町3－1
TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464

都道府県医師会、郡市区医師会宛説明資料（5 月 29 日）

COVID-19 JMAT の登録および損害保険について

Ver2.0

1．COVID-19 JMAT の登録

※COVID-19 JMAT の概要については、令和２年４月７日付日本医師会文書別添資料を参考にしてください。また、５月１日改定版の「日本医師会災害医療チーム（JMAT）申込書」をご利用ください。

① 郡市区医師会が行政（都道府県、市区町村、保健所等）と協力して行う宿泊療養対応や「地域外来・検査センター」（帰国者・接触者外来の医師会への委託）等に出務する医師・看護職員・業務調整員等について、JMAT として登録する場合は、「JMAT（日本医師会災害医療チーム）申込書」に必要事項をご記入の上、都道府県医師会を通じて、日本医師会に送付をお願いいたします。（日本医師会で負担する保険料の経費負担については後述）

郡市区医師会 ⇒ 都道府県医師会 ⇒ 日本医師会

○ JMAT は、都道府県医師会からの要請に基づき、日本医師会が要請元や他地域の都道府県医師会が編成したチームを派遣する仕組みです。JMAT は、通常、医師・看護職員・業務調整員を基本的な構成例とし、主に自然災害の被災地に派遣されるチームですが、今回の COVID-19JMAT は、新型コロナウイルス感染症対策の一環として特例的に派遣するものです。

② JMAT 申込書には、活動内容についても併せてご報告をお願いいたします（例　地域外来・検査センター、オンコールでの宿泊療養対応　等）。

③ JMAT の申込受付後、日本医師会から当該チームのＩＤを都道府県医師会にお知らせいたします。
登録したメンバーや活動日に変更がある場合には、その都度ご連絡をお願いいたします（その際、ＩＤをお知らせください）。
日本医師会では、事前に報告いただいている派遣計画などから、毎月、活動人数等の実績を保険会社に提供します。また、それぞれの派遣事業が終了したときに損害保険

の被保険者・活動日を確定し、保険契約満了時に保険会社と精算手続きをおこないます。なお、次項でご説明する通り、6 月 1 日より新たな保険となるため、5 月実績分について登録漏れや変更等がある場合は、6 月 5 日（金）までに日本医師会地域医療課宛に必ずご連絡ください。

2．損害保険の内容

① 今回の COVID19-JMAT における損害保険は、令和 2 年 2 月のダイヤモンドプリンセス号における活動の際に創設した傷害保険「特定指定感染症危険補償特約付帯傷害保険」を 5 月末日を以て解約し、6 月 1 日始期で新たに契約しなおすものです（中途更改）（以下、「COVID-19 保険」）。他方、これまでの災害時の損害保険は、旅行保険（以下、「通常保険」）となります。

なお、都道府県医師会等と損害保険ジャパン株式会社との個別契約についても、契約しなおす要請については同様に対応すると聞いております（各対応は、6 月 1 日以降随時実施）。

② 保険給付の内容は両者とも同じです。

- 死亡・後遺障害：5,000 万円
- 入院：1 日につき 15,000 円（入院初日より）
- 通院：1 日につき 10,000 円

※休業補償、遺族補償等はありません。

③ COVID-19 保険については、感染症では、新型コロナウイルス感染症の場合のみが補償の対象です。
通常保険については、感染症は補償の対象ではありません。
いずれの保険においても、出務時、往復時の負傷等を補償します。

④ COVID-19 保険において、新型コロナウイルス感染症の感染により、医師や都道府県等の指示などにより宿泊療養や自宅療養をする場合は、「入院」とみなして保険給付の対象となります。また、電話や情報通信機器を用いた医師の診察を受けた場合には、「通院」とみなして保険給付の対象となります。ただし、入院と通院が重複して払われることはありません。

3．COVID-19 保険と通常保険との違い

① COVID-19 保険は傷害保険であり、特定指定感染症危険補償特約により、上記の通り JMAT 活動中に新型コロナウイルス感染症に感染した場合は補償の対象となります。他方、通常保険は旅行保険であり、感染症は補償の対象外です。

② COVID-19 保険は、後掲の通り、7 日間から 11 か月までとなります（補償期間の考え方も後掲の通り）。通常保険は 1 日単位です。

③ COVID-19 保険は、ダイヤモンドプリンセス号の派遣に短期間で対応するために、通常保険（旅行保険）と異なる商品設計をしており、他の選択肢がなかった経緯があります。

4．被保険者

① 日本医師会災害医療チーム等として派遣される医師、看護職員、事務職員等を被保険者とします。

② 「JMAT（日本医師会災害医療チーム）」申込書にて、日本医師会地域医療課に登録されたチーム構成員を被保険者とします。
ただし、別掲のとおり、活動内容に応じて COVID-19 保険と通常保険に分けます。さらに、いずれの保険も不要の場合もあり得ます。

③ 日本医師会において、職種によって被保険者を限定したり、保険金額に差を設けたりすることはありません。

5．活動内容に応じた損害保険の適用

4 月 7 日付日本医師会文書では、「日本医師会においては、ダイヤモンドプリンセス号における JMAT 派遣と同様、全ての COVID-19 JMAT 隊員（職種不問）を、新型コロナウイルス感染症にも適応する傷害保険（死亡・後遺障害、入院、通院）の被保険者とする。」としました。

しかし、都道府県・市区町村等からの委託・要請に基づく宿泊療養施設や地域外来・検査センター、医療機関への派遣その他における活動内容によって、日本医師会が契約す

る保険を、COVID-19 保険と通常保険とに分けることといたします。大切な会費、また最終的には国民が負担する公費を財源とする以上、保険の効率的な活用についてご了承ください。

① 宿泊療養施設において PCR 検査や患者への対面による診察等を行う場合、地域外来・検査センターへ出務する場合（PCR 検査等の実施）や院内感染や新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関（重点医療機関）等へ派遣する場合は、原則として COVID-19 保険とします。

② 宿泊療養施設への出務その他の活動が電話・情報通信機器による相談や診療等であり、患者等と接触する可能性がない場合は、原則として通常保険ないし保険の対象としないこととします。
具体的には、JMAT 申込書の所定欄にて選択してください。

③ JMAT 申込書の受付後、日本医師会事務局より活動内容についてお問い合わせをさせていただく場合もあります。

6．保険期間、保険料（COVID-19 保険の特徴）

① 保険期間、保険料は下表の通りです。
いずれにするかは、COVID-19 JMAT 隊員ごとに、その出務日をみて、日本医師会において決めさせていただきます。

■保険期間、保険料

保険期間	（改定後）保険料	（改定前）保険料
7 日まで	29,650 円	41,400 円
15 日まで	44,450 円	62,050 円
1 か月まで	74,200 円	
2 か月まで	103,700 円	
3 か月まで	133,350 円	
4 か月まで	163,100 円	
5 か月まで	192,750 円	
6 か月まで	207,550 円	－
7 か月まで	222,350 円	
8 か月まで	237,200 円	

9 か月まで	252,000 円	
10 か月まで	266,800 円	
11 か月まで	281,650 円	

例えば「7 日間まで」とした場合、活動初日から 7 日間が保険期間となります。この期間を超えて活動する場合には、以下例のとおり保険料が発生します。職種による保険料の違いはありません。

■保険料（例）

活動日	保険期間	保険料
4/1、4/5	7 日契約	29,650 円
4/1、4/5、4/7、4/10	15 日契約	44,450 円
4/1、4/5、4/7、4/20	1 か月契約	74,200 円

② （保険期間が連続 7 日間の考え方について）一般的な傷害保険であれば、事故（＝受傷）が保険期間内に発生する必要がありますが、今回の感染症では発症するまでに最大 2 週間程度の潜伏期間があるとされているため、保険期間内に「発症（受傷）」があることを「保険金をお支払いする場合の条件」にするのではなく、保険期間内に「感染」したことを「保険金をお支払いする場合の条件」にしています。これにより、保険期間（7 日）の間に 3 回 JMAT に参加する場合（下図①）と、3 回にわけて JMAT に参加する場合（下図②）では、発症する可能性がある期間が異なるため、派遣日数の合計は同じ 3 日でも、同じ基準では保険料算出ができない事情にあります。

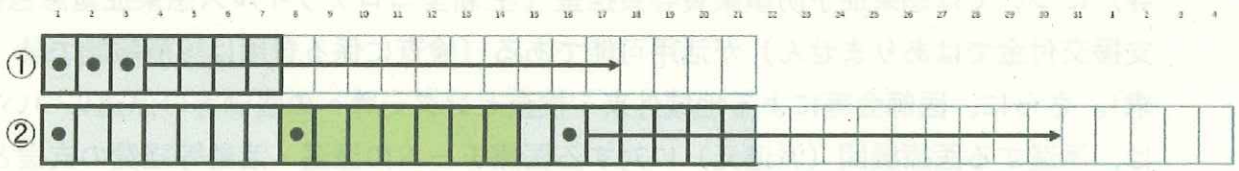

③ JMAT 活動により新型コロナウイルス感染症に感染したか否かの保険上の判断は、これまで得られた知見より、補償期間（出務日）から数えておおむね 2 週間を基準とします。たとえば、4 月 1 日に出務した場合には、4 月 1 日から数えて 2 週間内の発症を目安とします。なお、保険金の給付請求をする際には、出務前から発症までの前後

の行動を申告いただく必要があります（必ずしも２週間を超えた場合は補償の対象としないというわけではありません）。

７．保険料の負担について（お願い）

① ４月７日付日本医師会文書では、「日本医師会より派遣先の都道府県医師会に対し、当該都道府県行政が最終的に保険料（の一定額）を負担するよう調整を要請する。」としています。
上記の通り、保険料は大切な会費を財源とするため、保険の効率的な活用についてご了承ください。

② 厚生労働省事務連絡「行政検査を行う機関である地域外来・検査センターの都道府県医師会・郡市区医師会等への運営委託等について」（４月１５日付新型コロナウイルス感染症対策推進本部）等では、行政が都道府県医師会・郡市区医師会に委託する場合、「地域外来・検査センターにおいて従事する医療従事者が日本医師会等で契約する民間医療保険等に加入している場合は、委託料に当該保険料を加えて契約することも可能であること」と明記されています。
　また、同事務連絡「新型コロナウイルス感染の拡大に対応する医療人材の確保の考え方及び関係する支援メニューについて」（５月８日付新型コロナウイルス感染症対策推進本部）では、宿泊療養・自宅療養や地域外来・検査センターの運営を地域の実情に応じて、関係者間の十分な協議の上、地域の医師会等に委託することが可能である。これに関し、宿泊療養・自宅療養の運営の委託については新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金における「新型コロナウイルス感染症対策事業」が活用可能であり、地域外来・検査センターの運営の委託（人件費、備品費、消耗品等の費用等）については感染症予防事業費等負担金（注 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金ではありません）が活用可能である（検査に係る費用は診療報酬で請求）。さらに、医師会等による地域外来・検査センター等への医師等の派遣については、派遣する医療機関（派遣元）に対する医療チームの派遣・活動等経費の支援として、DMAT・DPAT 等医療チーム派遣事業も活用可能である。」とされております。

③ 行政が、日本医師会が支払った保険料を経費としてご負担いただく場合は、都道府県医師会や郡市区医師会の事務手続き軽減のためにも以下のような請求スキームになろうかと思います。請求書等の様式については、日本医師会において作成いたしますが、行政所定のものがあればご入手のうえ、本会に提供してください。

日本医師会　（請求書）⇒　委託元の都道府県（保健所）・市区町村（保健所）

（支払い）⇒　日本医師会

④ JMAT 派遣については、新型コロナ緊急包括支援交付金の地方負担分（1/2）（DMAT・DPAT 等医療チーム派遣事業）は、国より「新型コロナ対応地方創生臨時交付金」（内閣府：１兆円）により措置するため、基本的には地方の実質的な負担はなくなります。
ただし、後日の経費補填をより確実なものとするため、都道府県医師会・郡市区医師会と行政との協議がやはり重要です。ご協力のほどお願い申し上げます。

8．既存の特定感染症危険補償特約付帯傷害保険との違い

※COVID-19 保険は「特定指定感染症危険補償特約付帯傷害保険」です。

① 大手損害保険各社より、「もともと傷害保険の特約として販売している『特定感染症危険補償特約』について、新型コロナウイルスが対象になっていなかったものを対象とする」旨のプレスリリースがなされております。

② この「特定感染症危険補償特約」については後遺障害、入院、通院、葬祭費用（実費かつ３００万円限度）を補償する内容となっているとのことです。
一方、COVID-19 保険は、死亡・後遺障害、入院、通院を補償する内容のため、死亡を補償している点が明確に異なる点です。

③ また、食中毒・感染症危険を補償対象とする利益補償または費用補償の損害保険（企業総合補償保険、店舗総合 保険、賠償責任保険 等）についても新型コロナウイルス感染症を対象とするとのことですが、既加入の医療機関開設者は相当少ないとのことです。

（参考）都道府県医師会・郡市区医師会や行政と保険会社との直接契約

① 日本医師会は、都道府県医師会・郡市区医師会と行政（都道府県、保健所設置市・区その他の市町村）が、JMAT としてではなく、みなし公務員や準公務員といった立場で医師等の派遣をされること、また保険会社との間で傷害保険契約を直接締結されることには異存はありません。各都道府県医師会、郡市区医師会や行政にとって安全かつ円滑に医師等の派遣ができる方法をお選びください。

② 当該医療チーム（医師、看護師等）を保険の対象にはせずとも、仮に JMAT として登録を行い、全国で情報共有・協働される場合は、JMAT 申込書の保険選択欄で「3」を選択してください。

③ 都道府県医師会・郡市区医師会や行政が保険会社との間で個別に保険契約を締結する場合には保険金額を引き下げることなども可能とのことです。（逆に、現行では死亡・後遺障害 5,000 万円よりも高い保険金額とすることはできません）